

「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」

平成30年度実施状況報告書

I はじめに

「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の平成30年度の実施状況についてお知らせします。

この基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき平成28年3月に秋田県が策定したものであり、同時に、秋田県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、知事が定める犯罪被害者等支援に関する基本的な計画として位置づけています。

また、同条例第18条では、犯罪被害者等支援に関し県が講じた施策を毎年公表することとしています。

II 実施状況について

第1 損害回復・経済的支援

- 1 損害賠償請求等に関する周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 給付金制度等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 居住先の安定確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 安定的な雇用の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等・・・・・・・・5
- 2 安全の確保の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等・・・・・・・・10

第3 刑事手続への関与の充実

- 1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実・・・・11

第4 支援体制等の整備充実

- 1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成・・・・16
- 3 民間支援団体等に対する援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実・・・・20